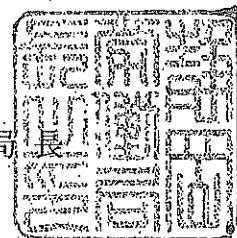


静労発基 0610 第 3 号

令和 6 年 6 月 10 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和 5 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から令和 6 年 5 月 31 日付け基安発 0531 第 1 号「令和 5 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について」（以下「部長通達」という。）をもって通達がありました。

部長通達において令和 5 年の職場における熱中症の発生状況（確定値）を取りまとめるとともに、「STOP ! 熱中症・クールワークキャンペーン」の実施要綱が改正されております。

部長通達については下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員、事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

